

問Ⅸ—⑩(医療事業)

医療事業について公益目的事業であるか否かは、どのように判断されるのですか。

答

- 1 法人の行う医療事業が公益目的事業であるか否かの判断においては、法人が当該医療事業を通じて、どのように社会に貢献しようとしているか、即ち当該医療事業の目的及び内容に公益目的事業としての特徴があるかに着眼して判断されることとなります。したがって、上記の判断に資するよう、当該医療事業の特徴を説明してください。
- 2 なお、例えば、特別の利益供与の禁止(公益法人認定法第5条第3号及び第4号)、収支相償(同条第6号)、理事の親族制限(同条第10号)といった認定基準に適合している必要がありますので、当然ではありますが、この点についても注意が必要です。

(補足)公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については問Ⅷ—1—①をご参照ください。

(参照条文)公益法人認定法第2条第4号・別表第1・3・4・6・19号、第5条第3・4・6・10号

(参照すべき「公益認定等ガイドライン」) I 3、5、9

(参照すべき「公益目的事業のチェックポイント」) p50～51